

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果

公表

事業所名	ライフエナジーチェェコロ		公表 令和7年 2月 28日		
	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点・課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。	9		活動や特性に合わせて部屋を分けているが、曜日によって利用人数が異なる為、スペースが狭いと感じることがある。
	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。	6	3	送迎のある時間帯は、職員が少なくなる事もあるが、全ての子どもの支援が十分に行えるよう職員間で声をかけながら、様々な状況に対応できるようにしている。
	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。	9		活動ごとに部屋を分け、集中して取り組める環境になっている。転倒やけがを防ぐため注意が必要な場所に対しては共有し対策を考えている。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。	9		毎日3回の掃除や消毒を行い清潔を保ってる。安全な環境を提供する為に、毎月「安全点検」を行い改善が必要な箇所については対策等を考え修繕している。
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	9		個室の部屋を2カ所設置している。その他に集中できる空間を提供できるようにしている。利用の際は職員の見守りの元、落ち着いて過ごせるようにしている。
業務改善	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか。	9		朝礼と終礼に振り返りの時間を設け、情報共有し、支援についての理解や対応を考える場として話し合いができています。
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	9		評価表の結果を受け、その内容を共有し、今後改善すべき点を話し合うなど業務改善に努めている。
	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	8	1	職員の意見はその都度出され、必要に応じて話し合い業務改善に向けての対処方法を話し合っている。
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		9	実施していないが、必要な状況があれば検討したい。
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	9		研修の案内があれば積極的に参加している。
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	9		個別支援計画に基づき個々に合わせた支援プログラムが作成されている。実施後は保護者の方へ経過報告を行っている。
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	9		半年ごとに保護者から聞き取りを行い、ニーズや意向を踏まえ利用者に沿った計画内容になるように作成している。
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	9		日々の支援の中で意見は交わされているが定期的に個別会議を開催し、共通理解を図っている。また専門職員を担当につけ話し合いながら作成している。
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	9		個々の支援目標や内容について職員間で確認しながら、計画に沿った支援が行えるようにしている。

適切な支援の提供	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	9		知能発達検査を実施した際は、事業所への共有の了承を得た上で職員間で共有している。事業所で見られた行動に対しそれに関連する影響や状況等を詳しく報告し共有を行っている。
	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等サービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	9		計画書には全ての項目が記載されている。利用者及び保護者の意向も踏まえご本人に必要な機関やサービスが参画できるように計画内容を検討し、作成している。
	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	9		5領域においての担当を決めそれぞれ違った視点から評価を行うなどの立案を行っている。
	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	9		活動後に評価と反省を行い改善点を基に目的に沿ったプログラムになるようにしている。
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	9		1日のスケジュールの中に個別と小集団の活動を入れ、個々に合った目標を決め必要な支援を行っている。
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	9		受け入れ前に打合せをし、チーム連携を取り支援が行えるよう確認している。
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	9		その日のうちに振り返りを行い、職員間で共有している。必要に応じ、具体的な対策や支援方法を話し合っている。
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	9		見直して分かるよう支援や活動の内容を療育記録用紙に沿って記録している。
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	9		見直しの期間を決め、定期的実施している。
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせて支援を行っているか。	9		事業所内で行われる活動の中で、基本活動として経験できるものをご本人に合った支援内容で取り組めるようにしている。
25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定をする力を育てるための支援を行っているか。	9		「自己決定」という意思を尊重することを大切にしている。自分で決めたり判断ができるよう個々に合った選択方法や選択内容について考慮している。	
関係機関や保護者との連携	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	9		児発管が会議に参画している。会議の際は充実した話し合いになるよう、普段から情報を収集し状況を十分に理解できるようにしている。
	27	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	8	1	担当者会議など参加した際は、関係機関との連携を取ること様々な状況に対応できるよう体制を整えている。
	28	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。	9		利用時に必要な情報に対し学校やご家庭と連絡を取り情報収集している。送迎時間等に関しては前日までに確認するようにしている。
	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	9		子どもの特性や支援経過について詳しく伝え、新しい環境でもスムーズに生活できるよう情報共有をしている。

連携	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。	7	2	担当者や相談員と確認をとりながら必要に応じ情報提供している。
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	4	5	連携を図る機会が少ない為、機会があれば積極的に受けたい。
	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	1	8	交流することが状況的に難しい。
	33	(自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか。	5	4	開催の際は代表者が関係機関等と必要課題の共有を行っている。
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	9		利用時にサービス記録として状況を記入し伝えている。また、直接話しをする機会を設け支援状況や保護者の意向を伺っている。
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	9		日頃の子育てに役立つ情報をおたよりにて発信している。事業所内の研修開催していないが、それ以外の研修は随時ご案内している。
保護者への説明等	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	9		契約時に十分な理解が得られるよう丁寧に説明を行っている。不明な点があればその都度丁寧に対応できるようにしている。
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	9		支援計画書の内容については、事前に家庭での様子や意向を聞き、それを踏まえて作成している。
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	9		内容を口頭で丁寧に伝えている。不明な点はないかその都度確認し同意を得ている。
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	9		計画書に相談支援とのサービスを記載し、必要な際は利用して頂けるよう伝えている。
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。		9	希望される方が少ない為、開催に至っていない。
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	9		苦情があった際は真摯に受け止め、速やかに職員間で情報共有され、その日のうちに対策や振り返りができている。保護者に対しても丁寧に対応できるようにしている。
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	9		隔月ごとのおたよりやホームページなどにトレーニングや制作、イベントを開催した際の様子を載せ報告している。
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	9		個人情報が含まれる重要書類に関しては施錠し、保管している。
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	9		伝えやすい方法が選択できるよう、配慮している。
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。		9	現状、難しいと思われる。

非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	9		それぞれの状況で、職員が迅速に対応し誘導できるよう定期的に研修や訓練を実施している。ご家庭には対応マニュアルを配布している。
	47	業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	9		様々な災害時の対応についてのマニュアルを作成し、発生に備え必要な備品の確認や定期的な訓練を行っている。
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	8	1	服薬に関しては看護職員の管理の基、職員全体で把握している。てんかんのある子どもについては必要情報をファイリングし対応方法を定期的に保護者に確認している。
	49	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	8	1	現在、指示書が必要な子どもはいないがアレルギー対応が必要な場合は保護者の十分な確認を行いおやつ等の提供をしている。安全対策としてアレルギーに関するチェック用紙を作成することを検討している。
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	9		毎月、担当者を決め広い視野で安全管理ができるようにしている。毎回実施状況を振り返りながら今後必要な事項や訓練を検討し安全面に配慮した支援に繋がるようにしている。
	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	8	1	毎月「安全教室」を実施し、その内容を報告している。「安全のための対応マニュアル」を保護者へ配布し、確認して頂いている。
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	9		ヒヤリハットの内容は、速やかに情報共有され、その原因や再発防止対策を話し合っている。
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	9		虐待に対する研修を定期的に開催し、自身の支援について見直ししながら、共通認識を持って支援が行えるようにしている。
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	8	1	いかなる状況においても身体拘束は、行ってはならないと規定されている。